

● 募集する施設一覧

施設名	イメージ	概要	霊園名
一般埋蔵施設		一般的な平面形式の墓地です。区画割し直して、貸し付けていますので、形や方角などは様々です。墓石・カロート（納骨室）等は設置されていません。 再貸付施設です。 遺骨申込のみです。（生前申込は、できません。） ----- 募集内容→26・30・34頁 使用上の注意・制限等→24・25頁	多磨 小平 八柱 青山 谷中 染井
芝生埋蔵施設		一面芝生の平坦地に、等間隔に埋蔵施設を配置しています。カロート（納骨室）は設置されていますが、墓石は設置されていません。カロートの改造、囲障や卒塔婆立ての設置等はできません。 再貸付施設です。 遺骨申込のみです。（生前申込は、できません。） ----- 募集内容→28・32頁 使用上の注意・制限等→25頁	小平 八王子 八柱
長期収蔵施設 (みたま堂)		ロッカー形式の墓所に遺骨を収蔵する施設です。 使用できる期間は30年ですが、更新は可能（別途使用料が必要）です。 再貸付施設です。 遺骨申込のみです。（生前申込は、できません。） ----- 募集内容、施設の詳細→36頁	多磨
立体埋蔵施設		使用許可日から20年間は、地上のカロート（納骨室）を使用でき、その後は地下カロートに共同埋蔵します。 永代で使用できます。 お墓を継ぐ人のいない方でも、申込むことができます。 ----- 募集内容、施設の詳細→38頁	染井
合葬埋蔵施設		他の遺骨と共同埋蔵する施設です。生前に申込むこともできます。 一部再貸付施設です。（小平霊園） ----- 募集内容→40・42・44・46・48・50頁 施設の詳細→13頁	小平 八柱
じゅりん 樹林型 合葬埋蔵施設		他の遺骨と共同埋蔵する施設です。生前に申込むこともできます。 ----- 募集内容→52・54・56頁 施設の詳細→14頁	多磨
じゅもく 樹木型 合葬埋蔵施設		他の遺骨と共同埋蔵する施設です。生前に申込むことはできません。 遺骨申込区分のみ ----- 募集内容→58頁 施設の詳細→15頁	小平

※園内外工事等により景観等は変わることがあります。

● 用語の解説

申込者とは？ 都立霊園を使用したいという意思があり、申込みをする方（現在存命の方）のことをいいます。

申込区分とは？ 都立霊園の募集において、募集する施設で募集資格が同じもの同士を一つのグループにして、11種類の区分に分けています。

申込遺骨とは？ この都立霊園の新規使用者の募集において申込遺骨とは、申込者が祭祀の主宰者として現在守っている遺骨で、なお且つ、埋（収）蔵するために都立霊園の施設の使用を必要としている遺骨のことをいいます。

埋蔵予定者とは？ 合葬埋蔵施設（樹林型含む）の「遺骨・生前申込」「生前申込」において、現在存命で将来都立霊園に埋蔵されることを希望する方のことをいいます。

祭祀の主宰者とは？ 申込遺骨に対し、
・葬儀の喪主を務めた方
・法事の施主を務めた方
・死亡届出人となった方
上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方
区分1、2、3、4、5及び8、11は、祭祀の主宰者の立場の方でないと、お申込みいただけません。（祭祀の主宰の証明については8頁をご確認ください。）

分骨とは？ 火葬場や墓地で遺骨を複数に分けることを言いますが、分けられた遺骨の中で主要な遺骨には、火葬許可証または、改葬許可証が添付されます。主要な遺骨以外で分けられた遺骨には、火葬許可証や改葬許可証が添付されません。その遺骨を都立霊園の募集においては分骨といいます。

改葬骨とは？ 墓所や納骨堂に収められた遺骨を、他の墓所や納骨堂に移すことを改葬といい、その遺骨のことを改葬骨といいます。

● 区分・申込資格の概要

都立霊園の募集する施設は、応募条件により11の「区分」に分かれており、さらに施設の種類や施設の規模によって約70種類の「組」に分かれています。ご自分の希望や、ご自分が備えている資格で応募できる「区分」や「組」を見極めて、よくご検討の上、ご応募ください。

- 〈共通の条件〉
- ①申込者本人が申込期間満了日（令和3年7月2日）において都内に継続して5年以上（合葬施設（樹林・樹木を含む）については3年以上）居住しており、それを住民票で証明できること（松戸市民が所定の居住要件を備えている場合は、八柱霊園を申込むことができます。）。
※合葬埋蔵施設（樹林含む）の「遺骨・生前区分」「生前区分」では、現在存命で将来都立霊園に埋蔵を希望される埋蔵予定者すべてが、申込者と同様の居住要件を満たしている必要があります。
 - ②**分骨でない遺骨**（納骨時に火葬許可証又は改葬許可証を提出できる遺骨）を持っていること（合葬・樹林の生前申込を除く。）。
 - ③申込者に都立霊園を使用したいという意思があり、当選後の書類審査時に実印・印鑑登録証明書等の必要書類を用意できること。

● 申込みに伴う注意事項

- 1 申込み後は、「申込組名」、「申込者」、「申込遺骨名」の変更・訂正は一切できません。
- 2 分骨による申込みはできません。
- 3 申込書の記載内容が事実と異なっていることが明らかとなった場合は、失格となります。
- 4 申込みは、郵送申込み・インターネット申込みどちらかの方法で、資格のある方1人1か所限りです。
- 5 一度受理した申込書は、原則的にお返しできません。
- 6 郵送申込みの場合、当該年度の専用申込書以外による申込みは無効です。
- 7 専用封筒の中には、申込書以外のものを絶対に入れないでください。
申込書以外のものが同封されていると、申込みが、無効となる場合があります。また、申込書に同封された書類は審査には用いず、公益財団法人東京都公園協会により責任廃棄させていただきます。
- 8 氏名に常用漢字以外の漢字が含まれる場合、類似の文字に置き換えて取扱うことがありますのでご了承ください。
- 9 都立霊園の収蔵施設に預けている遺骨のうち、必要な更新手続き等を行わず1か月以内に遺骨の引取りをされないと「所定の場所保管」となり、その遺骨での申込みは、申込区分5又は6の八柱霊園合葬埋蔵施設に限られます。
- 10 毎年、当選された方で親族の了解がとれず、辞退される方がいらっしゃいます。このようなご辞退は、希望者が多い中、ほかの方の墓地使用の機会を妨げる要因となりますので、事前に親族間で十分にお話し合いのうえ、申し込んでください。

せっかく申込みされて当選されても、毎年、失格になる方がいらっしゃいます。
申込資格等を必ずご確認の上、申込みをしていただくようお願いします。

※実際に失格になった例

- ・居住要件（一般5年、合葬3年）のうち、日数が不足していた。
- ・生前申込の場合で、生前申込者（埋蔵予定者）のうち一人が居住要件を満たしていない。
- ・当該年度専用の申込書を使用していない（昨年度、余分にもらった申込書を使用してしまった。）
- ・遺骨名を間違えて記載し、申込みを行った。
- ・期限内に形式書類全てを用意できなかった。
- ・期限内に使用料及び管理料（一般墓所のみ）を納付することができなかった。
- ・祭祀の主宰を務めたことが確認できる書類が用意できなかった。
- ・多磨霊園（みたま堂を除く）、小平霊園（合葬埋蔵施設を除く）、八王子霊園を改葬骨で申込んだ。



遺骨名を間違えて申し込んでしまいました。
訂正できますか？



申込者名、埋蔵予定者名、遺骨名等申込書に記載されたものについては、
一切訂正できません。必ずご確認の上申し込んでください。

幅広く都民の方に均等に応募の機会を設けるため、二重申込については
厳正に確認作業を実施しております。
いかなる理由であっても、受付できません。ご注意ください。

※実際に二重申込で失格（無効）になった例

- ・（生前2体用または3体用の申込で）夫婦、または親子、兄弟姉妹それぞれがお互いを埋蔵予定者名で二重に申込みを行った。
- ・以前、お墓の相談をした石材店が無断で申込みを代行し、自分は知らずに申込みをしたので、意図せず二重で申込みとなってしまった。
- ・兄弟同士で話し合うことをせず、お互いが親の遺骨で二重に申込みを行ってしまった。
- ・親が自分のために郵送申込みをし、それを確認せず子が親のためにインターネット申込みを行い、二重の申込みとなってしまった。

◆ 次のような場合はすべて二重申込みのため、無効となります。ご注意ください ◆

- ① 同一人が、同一遺骨で複数の施設（組）を申込んだ場合
例）父親の遺骨で多磨霊園のTA01組とTA05組に申込んだ場合
- ② 同一人が、複数の遺骨で同一又は複数の施設（組）を申込んだ場合
※合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型を含む）の2体用、3体用を除く。
例1）父親の遺骨で多磨霊園のTA01組、母親の遺骨で八柱霊園のYH03組に申込んだ場合
例2）合葬埋蔵施設（樹林型を含む）の生前申込区分と遺骨申込区分の両方を、同一人が申込んだ場合
- ③ 複数の人が、同一遺骨で同一又は複数の施設（組）を申込んだ場合
例1）兄弟姉妹が、父親の遺骨でそれぞれ申込んだ場合
例2）合葬埋蔵施設（樹林型を含む）の生前申込区分2体用を夫婦それぞれで申込んだ場合
- ④ 両親の遺骨を父の遺骨、母の遺骨と別々に同一世帯の複数の人（夫婦や兄弟等）が申込んだ場合
※合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型を含む）を除く。
例）夫が父親の遺骨で八王子霊園のHA01組に、妻が夫の母親の遺骨で八柱霊園のYH01組に申込んだ場合
- ⑤ その他①～④に類する「抽選を有利にするため」と認められる場合
例）夫婦それぞれが実父や実母を申込遺骨として申込んだ場合
※上記例示は、合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型を含む）を除く。

注1) 自分で申込みと同時に業者等の他者を通じて申込んだ場合や、郵送申込みとインターネット申込みを同時にされた場合も、二重申込みとして無効になります。

注2) 毎年誤って二重申込みされるケースがあります。兄弟姉妹、親族間で確認をとって申し込んでください。

※抽選が有利になると認められる場合とは…

一般埋蔵施設の場合、法律で定められた親族の範囲（配偶者、血族6親等、姻族3親等）であれば、埋蔵が可能です。例えば、夫が血族の遺骨で申込んだ場合であっても、妻の両親等の遺骨も埋蔵できる権利があります。したがって夫婦それぞれに別々の遺骨で申込を行った場合、抽選確率を上げ有利になると認められ、失格（無効）となります。

※都立霊園の申込み及び貸付について、東京都及び公益財団法人東京都公園協会は、石材店等とは、一切関係ありません。

※第三者の関与により申込みが有利になることは、ございません。

希望の施設の申込資格をすべて満たし、証明書類を提出（提示）できる方のみ、申込み可能です。

お申込みの際は、ご希望の施設のページ（26頁～59頁）を必ず確認し、ご応募ください。

■**祭祀の主宰者である証明（生前申込・遺骨生前申込は除く）**

- 申込遺骨に対し、申込者が葬儀の喪主、法事の施主を務めた方、または死亡届人となった方、火葬許可の申請を行い、今後遺骨を守っていく立場にあること。
- 書類審査時に、祭祀の主宰者が申込者とは別人で証明書類が用意できず、失格となるケースがあります。**申込まれてから、申込者を変更することはできません。**申込まれる前に申込者と祭祀の主宰者が同一人物であることや、下記の証明書類を提出（提示）できることを確認の上、お申込みください。

「証明書類」下記いずれか1つ

- ①申込者が、申込遺骨の葬儀の喪主を行っていることを証明できる書類
 - 葬儀一式もしくは葬儀費用と記載された、葬儀の領収書（宛名が申込者）
※花代、飲食に関する領収書では受け付けられません。
 - 申込者が喪主を務めたことが記載されている会葬礼状
 - 喪主として葬儀を執り行ったことを証明できる葬儀会社の証明書
 - ②申込者が、申込遺骨の法事の施主であることを証明できる宗教法人の証明書
 - ③申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている戸籍謄本
 - ④申込者が、申請者となっている申込遺骨の火葬許可証
- ※葬儀会社や宗教法人から証明書を発行してもらう場合、**事前に発行が可能であることや発行までの所要日数をご確認ください。書類審査期間内に提出（提示）できない場合は失格となります。**
- ※合葬埋蔵施設の遺骨2体用で申込む場合は、2体ともそれぞれの祭祀の主宰者であることを証明する必要があります。

【祭祀の主宰の証明書類の例】

・葬儀の喪主であることを証明する書類の例

葬儀執行証明書

葬儀年月日 ○○○○年○○月○○日

故人名 東京 庭子 様

喪主氏名 東京 公子 様

上記のとおり葬儀を執行した事を証明いたします。

○○○○年○○月○○日

証明者

代表者 ○○ ○○

住所 ○○市○○町○○番地 社判

電話 ○○○○○○○○○○

・法事の際の寺院等の証明書の例

法要証明書

○○○○年○○月○○日に、

故 東京 太郎の○回法要を

施主 東京 花子が執り行ったことを証明します。

○○○○年○○月○○日

寺院名 宗教法人 △△寺

所在地 ○○市○○町○○番地

代表役員 ○○ ○○ 印

（代表印または法人印）

※葬儀会社の証明書宗教法人の証明書には、**社判もしくは代表印又は法人印が必要です。**個人印では認められません。

■**居住要件**

- 申込者本人が、申込期間満了日（令和3年7月2日）において、都内または松戸市（八柱霊園のみ）に継続して5年以上（合葬・樹林・樹木の場合は3年以上）居住し、それを住民票で証明できること。
- 都内または松戸市（八柱霊園のみ）内で、転居している場合は住民票の除票も提出し、5年以上（合葬・樹林型・樹木型の場合は3年以上）の居住期間をつなげて証明できること。
- 遺骨・生前区分、生前区分の方で、申込者本人のほかに、存命の埋蔵予定者も伴う場合は、存命の埋蔵予定者も、それぞれ居住要件を満たしていること。（遺骨・生前区分3体用、生前区分対象）

■**遺骨の状態（生前のみの申込みは除く）**

【多磨霊園・小平霊園・八王子霊園の一般埋蔵施設または芝生理蔵施設を希望する方】

- 一度も埋蔵、収蔵されたことのない遺骨（改葬骨でない遺骨）
- 自宅に遺骨を安置している又は、寺院等に仮安置している方で、火葬許可証を提示できる方
- 都立霊園一時収蔵施設に預けている遺骨をお持ちの方（改葬して預けた遺骨を除く。）

「証明書類」下記いずれか1つ

- ①火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。例「埋・火葬許可証」）
- ②使用期間中である都立霊園一時収蔵施設使用許可証（改葬して預けた遺骨を除く。）または、遺骨引渡証明書（改葬して預けた遺骨や所定の場所保管となった遺骨を除く。）

【青山霊園・谷中霊園・染井霊園・八柱霊園の一般埋蔵施設または芝生理蔵施設及び長期収蔵施設（多磨霊園みたま堂）・立体埋蔵施設を希望される方】または、【合葬（八柱霊園を含む）・樹林・樹木型合葬埋蔵施設を希望される方】

- 自宅に遺骨を安置している又は、公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方
- 都立霊園の一時収蔵施設に預けている遺骨をお持ちの方

「証明書類」下記いずれか1つ

- ①火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。例「埋・火葬許可証」）
 - ②使用期間中である都立霊園一時収蔵施設使用許可証または、遺骨引渡証明書（所定の場所保管となった遺骨を除く。）
 - ③埋蔵（葬）証明書または収蔵証明書
 - ④死亡事項が記載された戸籍謄本（ただし、「合葬・樹林・樹木型埋蔵施設」に限ります。）
- （注）都立霊園の収蔵施設に預けている遺骨のうち、**必要な更新手続き等を行わず1か月以内に遺骨を引取りをされないと「所定の場所保管」となり、その遺骨での申込みは、申込区分5又は6の八柱霊園合葬埋蔵施設に限られます。**

■**遺骨との関係**

【一般埋蔵施設・芝生理蔵施設・長期収蔵施設（多磨霊園みたま堂）・立体埋蔵施設】

- 申込遺骨から見て、申込者が親族（血族6親等、配偶者、姻族3親等内）であること。

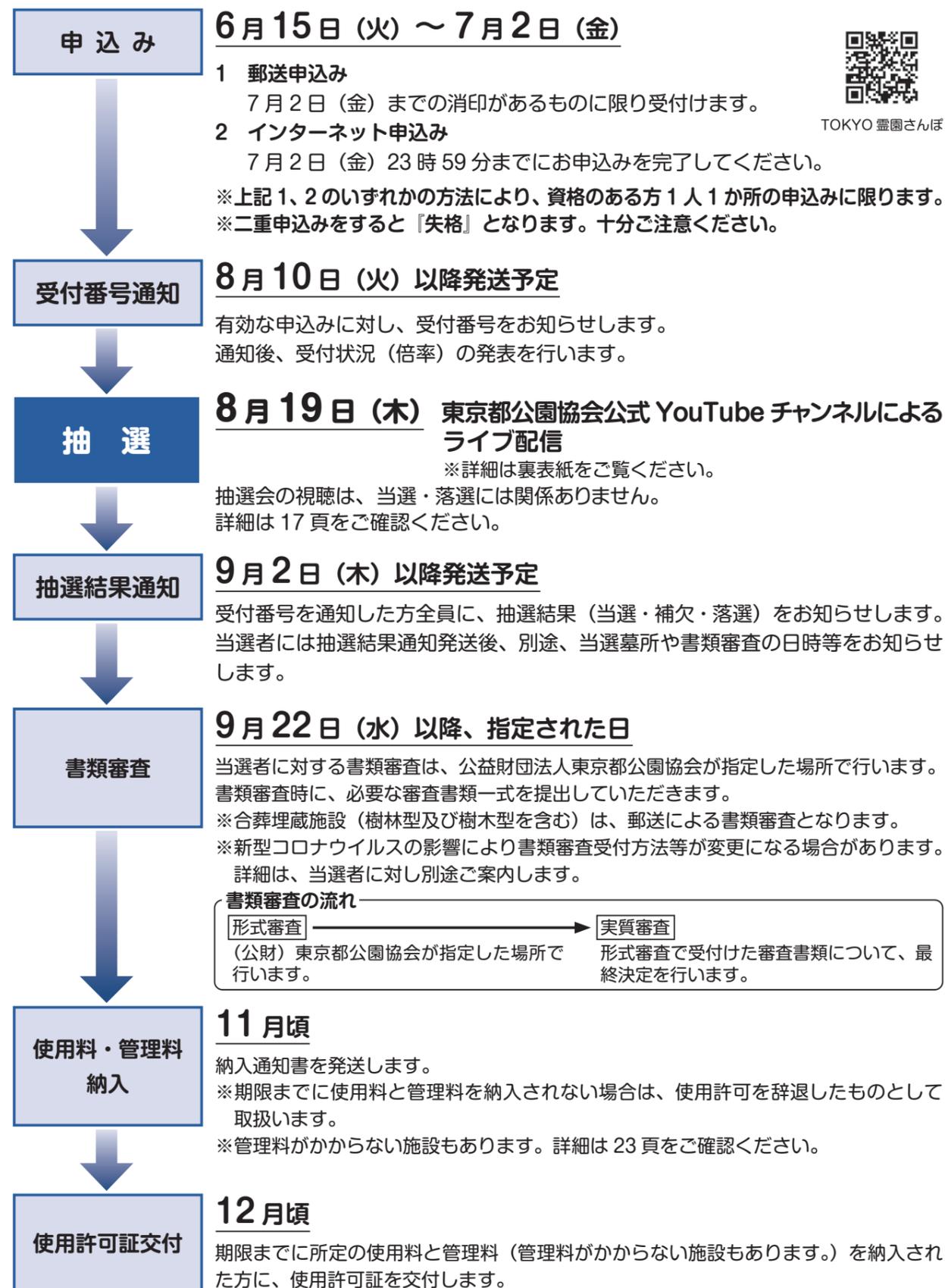
【合葬埋蔵施設・樹林型合葬埋蔵施設・樹木型合葬埋蔵施設】

- 遺骨区分（2体用の場合）：遺骨同士の関係が、夫婦・親子・兄弟姉妹であること。
- 遺骨・生前区分、生前区分：2体用または3体用で申込んだ場合は、申込者が本人であること。かつ、申込遺骨と存命の埋蔵予定者が、申込者と夫婦・親子・兄弟姉妹であること。

「証明書類」下記いずれか1つ

- ①続柄を証明できる戸籍謄本
- ②胎児〔妊娠4ヶ月（12週以上）の遺骨〕で申込む場合は、「母子手帳」もしくは「病院の証明書」、「続柄が記載されている火葬許可証または、埋蔵（葬）・収蔵証明書」にて、続柄を証明できること。

新型コロナウイルスの影響によりスケジュール等が変更になる場合があります。最新の情報に関しましては都立霊園公式サイト『TOKYO 霊園さんぽ』をご覧ください。



TOKYO 霊園さんぽ

● 抽選及び補欠者の取扱い

新型コロナウイルスの影響により、抽選および補欠抽選の取扱いが変更になる場合があります。詳細は、受付番号通知の際にご案内する予定です。

■ 受付番号通知

有効な申込みに対し、令和3年8月10日(火)以降、受付番号を郵送申込の方はハガキで、インターネット申込の方はメールでお知らせします。

■ 抽選

受付番号の中から当選者(使用予定者)及び当選順位、補欠者及び補欠順位を抽選で決定します。(抽選会の視聴は、当選・落選には関係ありません。)

- 1 期 日 令和3年8月19日(木)
- 2 視聴方法 東京都公園協会公式YouTubeチャンネル
- 3 抽選方法 一連番号方式(※1)による抽選を行います。抽選番号の桁ごとに数字(0～9の数字)が付された計10個の玉を抽選器から取り出し、取り出した順番を各桁の数字の順位とします。その順位によって各桁の数字を規則的に組み合わせることで「当選番号」と当選の「順位」が決定されます。次に、「当選番号」以外の一定数(※2)を「補欠」とし、補欠の「順位」を決定します。
※1 一連番号方式は、公的な機関において広く採用されている抽選方法です。
※2 補欠数は、申込区分ごとに原則として当選数と同数とします。

■ 抽選結果の発表

抽選終了後、ホームページ TOKYO 霊園さんぽ(都立霊園公式サイト) <https://www.tokyo-park.or.jp/reien/> で順次、公開いたします。また都立霊園の窓口及び公益財団法人東京都公園協会本社窓口でもご確認ください(令和3年9月下旬まで)。
※電話による抽選結果のお問い合わせはお受けしておりません。

■ 抽選結果の通知

令和3年9月2日(木)以降、受付番号をお知らせした方全員に抽選の結果[当選(当選順位)・補欠(補欠順位)・落選]をお知らせします。郵送申込の方はハガキで、インターネットで申込んだ方にはメールでお知らせします。
また、当選者(使用予定者)には、別途簡易書留にて当選墓所や書類審査の日時等をお知らせします。

■ 使用許可予定施設の決定

各組の当選順位により、面積の大きい順(同一面積の場合は、墓所番号の若い順)に墓所を割り当てます。
使用場所の選択や交換、変更はできません。

■ 補欠の繰上当選

当選を辞退された方や、書類審査で失格となった方等がいた場合、抽選で決定された補欠順位の上位の方から順に、繰上当選とします。
繰上当選となった方は、書類審査の日時や使用場所を簡易書留で順次お知らせします。
最終繰上げの時期は、令和3年12月中旬頃です。それまでに繰上当選のお知らせが無い場合は、落選となります。なお、令和3年度の補欠の権利について、次年度への繰り越しはありません。

■ 補欠の繰上げ状況について

補欠の繰上げ状況は、定期的にホームページ TOKYO 霊園さんぽ(都立霊園公式サイト) <https://www.tokyo-park.or.jp/reien/> のほか都立8霊園の窓口及び公益財団法人東京都公園協会霊園課窓口に掲示します。
※補欠繰上当選の方には、個別に郵送にてお知らせします。